

別表1 電源調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額と仕入調整費の加減からなる電源調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「第4表 燃料費調整額」および「第5表 仕入調整費」の定めに従うものとします。

電気料金の内訳について

電気料金内訳
基本料金(最低料金)
電力量料金
電源調達調整費(燃料費調整額)
電源調達調整費(仕入調整費)
再生可能エネルギー発電促進賦課金

※電源調達調整費＝燃料費調整額＋仕入調整費

第4表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定方法は以下のとおりとします。

燃料費調整額＝(1)で算出された燃料費調整単価×(2)で算出されたj係数

(1) 燃料費調整単価

東京電力エナジーパートナーが同社作成の令和元年10月1日付け「電気需給約款(同社が同約款を同日以降に変更した場合には変更後の当該約款)に基づき同社ホームページに毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。ただし、同約款記載のエリア(栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼地域を除く)、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以东)のことをいう。)以外のエリアについては、同社ホームページ記載エリア区分に応じて、同社ホームページ記載の算出方法で算出され毎月定められる価格を適用します。

(2) j係数の算出基準

j係数は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下、「JEPX」という。)のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で0時から24時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」という。)に応じて、以下に定めるj係数の還元または追加請求をおこなうものとします。

イ 還元

燃料費調整単価がマイナス時(還元)、j係数は以下の係数とします。

還元値(マイナス単価)	
JEPX24時間平均単価(当該月)	j係数
7.50円/kWh以上～	0.50
7.00円/kWh以上～7.50円/kWh未満	0.55

6.50 円/kWh 以上～7.00 円/kWh 未満	0.60
6.00 円/kWh 以上～6.50 円/kWh 未満	0.65
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0.85
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	1.00
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	1.20
4.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	1.35
3.50 円/kWh 以上～4.00 円/kWh 未満	1.40
3.00 円/kWh 以上～3.50 円/kWh 未満	1.45
0.00 円/kWh 以上～3.00 円/kWh 未満	1.50

ロ 請求

燃料費調整単価がプラス時(請求)、j 係数は以下の係数とします。

還元値(マイナス単価)	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
7.50 円/kWh 以上～	1.50
7.00 円/kWh 以上～7.50 円/kWh 未満	1.45
6.50 円/kWh 以上～7.00 円/kWh 未満	1.40
6.00 円/kWh 以上～6.50 円/kWh 未満	1.35
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	1.20
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	1.00
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0.85
4.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0.65
3.50 円/kWh 以上～4.00 円/kWh 未満	0.60
3.00 円/kWh 以上～3.50 円/kWh 未満	0.55
0.00 円/kWh 以上～3.00 円/kWh 未満	0.50

ハ j 係数における JEPX24 時間平均単価の算定月

お客さまの検針日の属する月(以下「N」という。)を基準とし、N-2 月の JEPX24 時間平均単価によって算定します。

ニ j 係数の基準値の改定

毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとします。

第 5 表 仕入調整費

各契約種別における料金につき、第 4 表(2)で算出された調達単価に応じて、以下に定める仕入調整費の還元または追加請求を行うものとします。

(1) 還元基準値および追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月調達単価が 5 円 00 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める仕入調整費(還元)を差し引くものとします。

ロ 追加請求基準値

当月調達単価が 15 円 00 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める仕入調整費(追加請求)を加えるものとします。

ハ 還元基準値および追加請求基準値の改定

毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとします。

(2) 仕入調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、仕入調整費の端数は、小数点以下第 3 位で四捨五入します。

仕入調整費の還元

$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$

仕入調整費の追加請求

$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$

(3) 仕入調整費の適用

仕入調整費は、2022 年 7 月検針分から適用とします。